

社会福祉法人常成福社会行動計画

【次世代育成支援対策推進法】

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日から令和7年3月31日まで

2. 内容

小学校3年生までの子を養育する職員に対して、短時間勤務制度を導入する。

<対策>

令和5年1月～ 短時間勤務対象者の把握

2月～ 規則の変更内容の整理

3月～ 規則改正案の理事会への提出

4月～ 制度導入及び周知

令和6年3月～ 運用状況の把握・課題整理

令和7年3月～ 運用状況の把握

社会福祉法人常成福社会行動計画
【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

男女共に新採用職員（中途採用者を含む。）の早期退職を防止し、長期にわたり活躍できる雇用環境とするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間；令和5年1月1日から令和7年3月31日まで
- 2 目標；年度毎の新採用職員（中途採用者を含む。）の50%以上の者が次年度に継続して就労する。

3 取組内容・実施時期

○取組内容

男女とも新採用職員が安心して働くことができるよう、不安や困りごとに対応する。

○実施時期

令和5年1月～ 採用後1年未満の職員が所属する担当マネージャー（以下、「担当マネージャー」という。）は、その職員及び育成担当者等に勤務状況を確認し、課題等がある場合には、共にその解決に努める。

令和5年2月～ 担当マネージャーは、その職員に次年度の就労継続の意向を確認する。また以後においても定期的に勤務状況を確認する。

令和5年4月～ 新年度以降の採用者には、担当マネージャーが3ヶ月毎以内に勤務状況を確認し、課題等への早期対応に努める。

令和6年2月～ 取り組み内容の課題を整理する。

令和6年4月～ 新年度以降の採用者には、継続して取り組みを継続する。